

『信州大学教育学部研究論集』投稿に関する申合せ

- 『信州大学教育学部研究論集』（以下、「本誌」）に投稿しようとする者は、原稿作成要領に従って作成した完成原稿を、原則として9月30日までに研究委員会に提出するものとする。本誌はオンラインジャーナルとして3月発行とし、2月開催の研究委員会までに受理された原稿を当該年度の本誌に掲載する。
- 本誌に投稿できる者は、本学部の専任教員、特任教員、客員教員、名誉教授、信州大学大学院教育学研究科（以下、「本研究科」）修了生、本研究科大学院生及びその他研究委員会が認めた者とする。
- 本誌に投稿する者は、下の原稿の種別のうち一つを原稿に明記することとする。
 - 学術論文
 - 研究報告／実践研究／総説等
- 原稿の作成は、別に定める「原稿作成要領」に従うものとし、下の表に示したもの（○印）を本学部図書館主査に提出するものとする。

原稿の種別	提出届（所定の様式）		原 稿		
	電子ファイル （Word 形式）	紙媒体 （原本）	電子ファイル （Word・一太郎等）	紙媒体 ※1	
				原本	マスキング コピー※2
学術論文	○	○（1部）	○	○（1部）	○（2部）
研究報告/ 実践研究/ 総説等	○	○（1部）	○	○（1部）	—

※1 カラー図表等がある場合は、カラー印刷で提出すること。

※2 マスキングコピー2部については、執筆者名、所属等の執筆者が判明する箇所を削除する。

- 原稿における他人の著作物の引用に際しては、正当な範囲内（執筆者の執筆部分が主、引用部分が従であること）において、引用部分を明瞭に区別し、出所を明示すること。また、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、執筆者は十分に留意し、必要となる許諾を得、必要に応じて許諾を得たことを注釈として記載すること。
- 提出されたすべての原稿は、研究委員会が校閲を行い、「学術論文」については査読を行う。査読・校閲の手順・方法は別に定める。
- 原稿の掲載に際し、研究委員会は投稿者に原稿の内容の修正を求めることがある。
- 投稿された原稿は、原則として返却しない。

附 則

この申合せは、平成２２年７月７日から施行する。

附 則

この申合せは、平成２３年２月２日から実施する。

附 則

この申合せは、平成２５年４月１日から実施する。

附 則

この申合せは、平成２６年１月９日から実施する。

附 則

この申合せは、平成２８年３月５日から実施する。